

別表(第2条関係)

補助事業名	西播磨山城の眺望復活大作戦（眺望改善等の活動への支援）
補助事業の目的	近年の史跡ブームで人気を集める山城において、地域住民が行う利用者の利便性を高める整備活動を支援することで、外国人観光客を含む観光客の誘導を図る。
補助事業の対象となる者	市町あるいは地域で森林整備等の活動を行う団体（3名以上）
補助事業の対象となる経費	樹木の伐採や遊歩道の整備、及び案内板や簡易施設の設置等に係る経費
補助率	定額（上限10万円）
補助金の額	予算の範囲内の額で、1団体当たり100千円以内（ただし、千円未満の端数は切り捨てる。）
適用除外する条項	－
その他の事項	－

別に定める事項

関係条項	内 容
第3条 (交付申請)	(添付書類) 「事業内容及び経費配分」(別紙様式)
	(指定期日) 別途通知する。
第7条第1項 (事業の変更交付申請)	(軽微な経費配分の変更)
	(軽微な事業内容の変更) 補助の目的及び補助事業の効果に影響を及ぼさない範囲で補助事業細部の変更をする場合
(交付決定額の変更)	(添付書類) 第3条に準ずる。 (指定期日) 別途通知する。
第9条第1項 (遂行状況報告)	(報告事項等) 必要が生じた時は別途通知する。
第11条 (実績報告)	(添付書類) 「事業内容及び経費配分」(別紙様式)、領収書、写真等
	(指定期日) 事業完了後1か月以内又は令和6年3月29日までのいずれか早い日
第19条第1項 (財産処分の制限)	(処分制限期間) 「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)あるいは農林畜水産業関係補助金等交付規則第5条に定められている耐用年数に相当する期間